

Contents

AIPPI Bureau

・台北の Independent Member

北東アジア AIPPI 三極会合およびアジア知財セミナーが開催される韓国へ向かう前の 2010 年 5 月 5 日、Stephan Freischem と私は、この機会を利用して、Thomas Tsai 氏（執行委員会の台湾 Independent Member 代表）に手配していただき、台北の AIPPI 会員の方々とお会いしました。

(Michael Brunner, Secretary General)

(英 語 版 詳 細 :
http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/members_in_Taipei.html)

・欧州商標制度の機能に関する調査への AIPPI の貢献

2009 年 7 月 22 日、欧州商標制度の全般的な機能に関する調査についての入札公告が欧州委員会から出され、マックス・プランク研究所がこの調査を請け負いました。同研究所は現在、調査の最終報告書を作成中です。AIPPI では、調査の質問事項について各国部会に意見を求めました。そして、2010 年 6 月 8 日に同研究所において、商標利用者グループが意見を述べるワークショップが開催され、AIPPI からは Assistant Reporter General の Nicola Dagg と Peter Widmer が出席しました。AIPPI としては、各国部会から寄せられた回答に基づいて次のような点について意見を発表しました——商標制度のハーモナイゼーション、共同体商標 (CTM) 制度と各国商標制度との関係、CTM を「共同体」において使用するための要件 (商標理事会規則第 15 条)、優先順位的主張、商品・サービスの分類、使用要件—5 年の猶予期間 (商標理事会規則第 15 条)。

(Nicola Dagg, Assistant Reporter General)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/Trade%20Mark%20System%20in%20Europe.html>)

AIPPI Bureau

・コンピュータ実施発明分野における EPO 拡大審判部の意見 G3/08 : 既存の判例法の妥当性を確認

2010年5月12日、欧州特許庁（EPO）の拡大審判部は、コンピュータ実施発明に関する付託 G3/08 についての意見を出しました。この中で拡大審判部は、英国の裁判所が示した意見とは反対に、問題になった判例法には整合性があるとして、今回の EPO 長官による付託は認められないと結論づけました。そして、英国控訴院の裁判官について暗に言及し、「欧州議会と欧州理事会がコンピュータ実施発明の特許付与に関する指令を採択していない、あるいは審判部の整合性のある審決が、整合性がないと言われたことによって疑問視されているというだけでは、長官による付託は認められない」と述べました。

さらに、拡大審判部は EPO による現在のコンピュータ実施発明の特許性審査方法の妥当性についても再確認しました。コンピュータにより実現される手法、コンピュータプログラム、およびコンピュータプログラムを保存する記録媒体をクレームとする特許出願は、クレームに記載された主題に進歩性があれば特許適格性が認められますが、この場合、進歩性評価のために考慮されるのは、クレームに記載された主題の技術的性質に貢献する特徴に限られます。例えば純粋な「ビジネス方法」のように、非技術的な特徴のみをクレームとして列挙した特許出願は特許適格性が認められません。また、コンピュータプログラム製品を対象としたクレームについては、技術的性質の要件を満たす場合には認められることも確認しています。

なお、驚くにはあたらないことですが、拡大審判部は今回の審決において「技術的」という用語の定義には触れませんでした。

(José Antonio B.L. Faria Correa – Chair of Q132, Peter Finnie – Co-Chair of Q132, Laurent Thibon – Secretary of Q132)

(英 語 版 詳 細 :
http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/opinion%20G3_08.html)

今後の行事

- **第3回知的財産に関するワークショップー2010年8月30日(月)、サンティアゴ**

この行事に関する詳細は、チリ知的財産協会 (ACHIFI) のウェブサイト (<http://www.achipi.cl/>) に間もなく掲載されます。

(ACHIFI)

- **AIPPI 国際総会ー2010年10月3日～6日、パリ**

パリで開催される記念すべき AIPPI 国際総会にぜひご参加ください。

すでに 75 カ国から 1,650 名以上の参加者が登録されています。このパリ総会は、これまでで最も参加者の多い AIPPI 会合のひとつになると予想されます。

最新のプログラムはウェブサイト (<http://www.aippi.net/>) でご確認ください。

(AIPPI General Secretariat)

- **2010年 AIPPI 国際総会ー暫定プログラム**

国際総会の詳しい情報と暫定プログラムが、スペイン語でもご覧になれます。

<http://www.aippi.org/>

(AIPPI General Secretariat)

- **2010年 AIPPI 国際総会ーワークショップの司会および講演者の一覧**

- **医薬 I**

特許補完証明書 (SPC) およびその他の特許期間の延長

司会 : Elisabeth Thouret-Lemaître (Cabinet Lavoix、フランス)

- **医薬 II**

知財情報が含まれる規制データの保護

司会 : Trevor Cook (Bird & Bird、英国)

- **医薬 III**

製薬業界の商標に関する主要な問題

司会 : Peter Widmer (Fuhrer, Marbach & Partner、スイス)

- 医薬 IV
 医薬発明の特許に関する主要な問題
 司会：Lawrence T. Welsh (Eli, Lilly and Company、米国)
- 医薬 V
 欧州委員会医薬部門による製薬業界調査の影響
 司会：Jean-Christophe Galloux (パリ第2 (パンテオン・アサス) 大学、フランス)
- ワークショップ I
 ビジネス方法の特許性に関する最近の動向
 司会：J.A. Faria Correa (Dannemann, Siemsen, Bigler & Ipanima Moreira、ブラジル)
 講演者：A. Klein (EPO、ドイツ)
- ワークショップ II
 新しいタイプの商標、特に立体商標
- ワークショップ III
 特許と環境保全技術
 司会：Bertram Huber (IP Services for Sustainable Energy Ventures (IPSEVA)、ドイツ)
 講演者：Jeannette Verbart (DSM、オランダ)
- ワークショップ IV
 知財紛争における ADR (裁判外紛争解決手続) の利用
 司会：Thierry Calame (Lenz & Staehelin Rechtsanwälte、スイス)
- ワークショップ V
 特許法の主要な問題に関する各国裁判官によるパネルディスカッション
 司会：Thierry Mollet-Viéville (SCP Duclos, Thorne, Mollet- Viéville & Associés、フランス)

- ワークショップ VI
ライセンスイン／ライセンスアウト：米国および欧州における注意事項
司会：James Pooley（WIPO、スイス）
- ワークショップ VII
キーワード広告と商標権の摩擦、および不正競争防止法
- ワークショップ VIII
著作権についての労使関係の側面
- ワークショップ IX
IP ツールボックス
司会：Francis Hagel（CGGVeritas Services SA、フランス）
講演者：Cornelis Schueller（Nestec S.A.、スイス）
- ワークショップ X
欧州共同体商標意匠庁（OHIM）および欧州司法裁判所における欧州商標判例法の最新情報
司会：Charles Gielen（Nauta Dutilh、オランダ）
- ワークショップ XI
WTO で現在扱われている知財の問題
司会：Jacques de Werra（ジュネーブ大学、スイス）
講演者：Wolf Meier-Ewert（WTO、スイス）
講演者：R.A. de Ouro Preto Santos（Siqueira Castro、ブラジル）
- ワークショップ XII
欧州各地における知財訴訟－主要な側面の比較
- ワークショップ XIII
電子書籍と著作権

(AIPPI General Secretariat)

・ハイデラバードの作業プログラムを採択

執行委員会において、2011年ハイデラバード執行委員会会合の作業プログラムが採択されました。Reporter Generalのチームは、作業ガイドラインの作成に取り掛かります。また、議題の内容に関する我々の考えを紹介するため、10月のパリ総会において導入セッションを行います。このセッションには、すべての部会およびIndependent Memberが参加して意見交換することができます。作業ガイドラインの最終版ができ上がるのは、パリ総会后になります。

(Jochen Bühling, Reporter General of AIPPI)

(英 語 版 詳 細 :
http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/working_programme.html)

・セミナー開催が決まったら e-News で宣伝を

セミナーの「日時」、「テーマ」、「簡潔な説明」をお知らせください。こうした情報は、定期的に約 9,000 名の会員へ提供されるため、セミナー参加につなげることができます。

(AIPPI General Secretariat)

政府機関 & NGO

・第 29 回 ECTA 年次会議－2010 年 6 月 15 日～19 日、バルセロナ

南アフリカで開催されているサッカーの世界カップでは、その収益の 6 割が知的財産権の活用によって得られています。

この事実は、2010年6月15日～19日にバルセロナで開催された ECTA(1980 年設立) の第 29 回会議の主催者が明らかにしたものです。

(Thierry Mollet-Viéville, President of AIPPI)

(英語版詳細 : <http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/ECTA.html>)

記事・解説

・待ち望まれた Bilski 事件の判決

米国において、ビジネス方法やソフトウェアが引き続き特許対象となるかどうかの議論を巻き起こし、判決が待ち望まれていた Bilski 事件において、最高

裁は先週、Bilski 氏の特許出願を無効とした下級審の判決を 5 対 4 で支持しました。ビジネス方法やソフトウェアは、少なくとも今のところは特許対象ですが、残念ながら判決では USPTO や特許実務者が待ち望んでいた指針は示されませんでした。

(Mark J. Deboy – Sughrue Mion PLLC)

(英 語 版 詳 細 :
http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/bilski_decision.html)

・ UAE が知財法の大規模な改正を発表

アラブ首長国連邦政府は、同国の知財制度を大規模に改正する法案を発表しました。この改正は、秘密情報、特許・意匠の保護、集積回路という 3 つの分野に及びます。

この改正案が成立すれば、秘密情報の悪用を抑止するための、差し止めによる救済が初めて認められることとなります。また、集積回路のための保護が導入され、特許・意匠に関する現行法にも多くの修正が加えられます。

(Rob Deans, André Human)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/Major%20changes%20to%20UAE%20IP.html>)

・ 不衡平行為の基準拡大：特許出願者に対する開示負担の増加

米国の最近の判例を見ると、不衡平行為による告発を回避するため、特許出願者に対する USPTO への一層の情報開示の負担が高まっています。ここでは、そうした事例とともに、開示が必要な情報の種類やその理由について解説します。

(James W. Edmonson, Ming-Tao Yang, Raymond M. Gabriel – Finnegan LLP)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/Disclosure%20on%20Patent%20Applicants.html>)

・ 家宝による侵害の可能性

米国最高裁は今秋、著作物が表示された外国製品の輸入に大きな影響を及ぼす可能性のある著作権訴訟に対する判決を下します。この裁判には、「消尽」の範囲に関する政策上の重要な課題も関連しています。

(Patrick J. Coyne – Finnegan LLP)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/Does%20Your%20Family%20Heirloom%20Infringe.html>)

・特定の同軸ケーブルコネクタに関し、米国 ITC が特許侵害訴訟における国内産業要件を明確化

2010年4月14日、米国国際貿易委員会 (ITC) は、「特定の同軸ケーブルコネクタとその部品および同軸ケーブルコネクタを装備した製品」に関し、ライセンス供与に関連する訴訟活動 (特許侵害訴訟を含む) は、ITC に付された特許権行使訴訟において、国内産業要件のうちの経済要件を満たし得るという判断を示しました。この判断により、ライセンス供与活動に関する限り、ITC に付された訴訟において国内産業要件を充足するには何が必要かが明確になります。

(*Kenneth R. Adamo, David M. Maiorana, Jonathan A. Muenkel*)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition13/Coaxial%20Cable.html>)

フィードバック

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Esmé du Plessis

Members :

Alan J. Kasper

Rainer Beetz

Sun-Ryung Kim

Charters J. Macdonald-Brown

Raffaella Arista

Martin Michaus

Teresa O'Connor

Hiroyuki Suda

Carolyn Harris

Juan Carlos Cuesta Quintero

Gastón Richelet

Calab Gabriel

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。